

令和7年

第2回市議会定例会 議案第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

函館市長 大 泉 潤

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「および第2項の」を「から第3項までおよび第5項の」に改める。

第17条の2中「および勤務日ごとの勤務時間」および「（次条第1項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の後ろに「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき。 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき。 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第 21 条中「部分休業」を「法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和することとし、1 年度につき 10 日相当の範囲内で部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことができることとし、および部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情等に関する規定の整備等をするため